



cutting through complexity

「再審議対象としていた5つの領域のうちの3つについて方向性が決定し、その他の論点のうち再審議対象とされたものは限定的であることから、KPMGは今も最終基準化は2015年上半期になると考えている。」

—KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS 保険リーダー

Joachim Kölschbach



グローバルな保険会計へ向けて

この保険ニュースレターでは、2014年4月に行われたIASBの保険契約プロジェクトについての審議を取り上げています。

ハイライト

保険契約収益

IASBは、保険契約収益の包括利益計算書における表示及びボリューム情報に関する開示に関する2013年公開草案の提案を確認した。

コメントを募集した領域以外の論点に関するスケジュール

IASBは、再審議対象外の領域に関する審議を7つの項目に限定することで合意した。IASBスタッフは、このうちの3つの領域（ポートフォリオの定義及び会計単位、長期契約において市場データが観察不可能な場合に使用する割引率、並びに再保険契約の非対称的な取扱い）についてのみ、追加の検討が必要であると考えている。IASBスタッフは他の再審議対象外の領域（固定料金のサービス契約、重要な保険リスクに関するガイダンス、ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約の認識、及び契約上のサービス・マージンの配分パターン）については、上述の3つの領域よりも容易であると予想している。

保険契約収益の表示に関する提案を確認

これまでの経緯

IASBは2007年5月、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表し、保険プロジェクトの現在のフェーズの作業を開始した。さらに最近になって、IASBは保険契約の改訂案に対してコメントを募集するために、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7) (以下、2013年公開草案)を再公表した。IASBは保険契約に関する再審議を2014年に完了し、2015年の前半に最終基準書を公表する予定である。

その他の基準との関係

金融商品会計基準は保険者の投資の大部分をカバーすることから、IASBはその検討過程で、金融商品会計基準においてなされた多くの決定について考慮しており、その中には当該基準と保険契約会計基準がどのように関係するか、ということも含まれていた。

IASBは、保険契約の会計が他の既存の基準書や将来のプロジェクトと整合しているかについても検討しており、その中には収益認識に係る提案が含まれている。公開草案に含まれる提案事項の多くは、IASBとFASBの収益認識に関する共同提案に合わせて設計されている。

2014年4月のIASB会議

4月の会議において、IASBは2013年公開草案の第3の領域に焦点を当て、保険契約収益の提案について審議を行った。

保険契約収益を包括利益計算書に表示するという2013年公開草案に関するフィードバックはさまざまであり、多くは利害関係者特有の選好により異なるものであった。多くの回答者が、2010年公開草案において提案された要約マージン・アプローチを批判していたが、2013年公開草案に対する回答者の多くは、保険契約収益の提案に関しても、それが追加的な複雑性を上回るほどのメリットがあるのかについて懸念を表明している。

今月の議論で、IASBは保険契約収益の表示に関する提案を確認し、以下の決定を行った。

- 保険料の情報が収益に関する一般的な概念と整合していない場合、当該保険料の情報を包括利益計算書に表示することは禁止される。
- 2013年公開草案で提案されているように、保険契約収益を包括利益計算書に表示しなければならない。

さらにIASBは、財務諸表の注記におけるボリューム情報の開示に関する2013年公開草案の提案を維持することを決定した。

IASBは、2013年公開草案において、質問を2010年公開草案から重要な変更のあった主要な領域に限定していたが、一部の回答者は、それ以外の領域についてコメントした。今月の会議で、IASBは、コメントを募集した領域以外の論点に関するスケジュールを審議し、今後の会議において審議する領域を特定した。

IASBはこれまでに、2013年公開草案で再審議対象としていた5つの領域のうち3つの領域について再審議を行った。今後の会議で、以下を審議する予定である。

- コメントを募集していないその他の論点
- 有配当契約の会計処理
- 移行規定

IASBは、保険契約に関する再審議を2014年中に完了し、2015年の前半に最終基準書を公表する予定である。

内容

保険契約収益	3
コメントを募集した領域以外の論点に関するスケジュール	7
Appendix: IASBの再審議の要約	10
プロジェクト完了までのマイルストーン及びスケジュール	12

IASBは保険契約収益の包括利益計算書における表示及びボリューム情報に関する開示について、2013年公開草案の提案を確認した。

論点

2013年公開草案での取扱いは以下のとおりである。

- 保険契約収益は包括利益計算書に表示される。すなわち、保険契約収益は、企業が保険契約上の履行義務を充足するにしたがって各期において認識される。
- 保険契約から区分されず、IFRS第9号「金融商品」に従って会計処理されない投資要素からの受取額は、保険契約収益から除外される。
- 企業は以下を開示しなければならない。
 - － 当期に認識した保険契約収益の説明
 - － 予想保険料並びに関連する履行義務及び予想利益の増加を含むボリューム情報
 - － 保険契約資産または負債残高の調整表

これらの提案に関するフィードバックは様々であり、多くは利害関係者特有の選好により異なるものであった。多くの回答者が、2010年公開草案における要約マージン・アプローチを批判していたが、2013年公開草案に対する多くの回答者は保険契約収益の提案に関しても、以下のような懸念を表明している。

- 現在、多くの国の会計基準の下で表示される保険料に関する情報と大きく異なる新たな測定方法である、保険契約収益の概念
- 2013年公開草案で定義されている保険契約収益が、財務諸表利用者に対し最も目的適合性があり、意思決定に有用な情報を提供するのか
- 保険契約収益から投資要素を除外することの運用上の複雑性

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、以下の論点を検討した。

検討論点	IASBスタッフの見解
保険契約収益は何を表わすのか？	提案された保険契約収益の測定方法は現行実務における長期契約のボリューム情報とは異なっているが、新しい概念ではない。 保険契約収益は、当該期間の費用、当該期間に負うリスク及び必要な利益を確保するために企業が設定する価格を表す。 新たな表示方法は現行実務におけるボリューム情報と異なるため、提案により財務諸表の作成者及び利用者に対して訓練が必要となる可能性がある。 しかし、新たな表示方法により、収益認識原則の下で測定される非保険契約との整合性のほか、短期の保険契約と長期の保険契約の収益情報の整合性が実現されることとなる。

検討論点	IASBスタッフの見解
利用者は必要とする情報を全て入手できるか？	現行の測定方法（例えば収入保険料または経過保険料）は、一般的に理解されている収益の概念と整合せず、専門家ではない財務諸表利用者をミスリードするため支持しない。 2013年公開草案に対する一部の回答者は、企業の収益性を評価する上でマージンに関する情報は有用であると考えていたものの、多くの回答者が、資金的裏付けのない保険契約収益は財務諸表利用者にとって意思決定に有用な情報とはならないと懸念していた。 2013年公開草案では、以下の情報が注記される。 ● 販売活動 ● 事業規模と成長性 ● マージンの変動
投資要素を除外することは困難か？	投資要素を保険契約収益から除外することで、より意味のある情報が提供される。これは、投資要素を保険契約収益に含めることはミスリードになりうるという財務諸表利用者からのフィードバックにより裏付けられている。 保険契約収益から投資要素を除外することにより、追加の計算や現行システムの変更が必要になる可能性があるものの、IASBスタッフは新たな保険契約基準の適用の際に必要な他の項目における見直し比べても著しい変更ではないと考えている。
新契約費の取扱いは困難か？	直接帰属する新契約費を、契約におけるサービスの移転を最もよく反映する方法でカバー期間にわたって配分するという提案により、財務諸表作成者にとっては複雑性が増す可能性があるが、カバーが提供される前に保険契約収益が認識されることを防ぐことができる。
保険契約収益がゼロを下回ることはあるのか？	3月の会議で、IASBは、将来期間において提供されるカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の変動について契約上のサービス・マージンを調整し、当期純利益には認識しないことを決定した。この結果、保険契約収益がゼロを下回るのはまれな状況、例えば、企業が既に提供したサービスに対する保険契約収益を認識したが、それに対する支払いを受けられない場合に限られる。

さらに、IASBスタッフは提案された開示により、以下が達成されと考えている。

- 保険契約収益に関する理解を深め、現行の測定方法と新たな測定方法とを調整することにより、移行プロセスを容易にする。
- ボリューム情報が失われることについての市場関係者の懸念に対処する。

分析の結果、IASBスタッフはIASBに対して、2013年公開草案の提案を再確認することを求めた。

IASBの審議

全般的に、IASBメンバーは以下の事項は一般的な財務諸表利用者を誤解させるかミスリードするという点に同意した。

- 一般的に理解されている収益の概念と整合しない保険料情報を包括利益計算書に表示すること
- 預り金要素を保険契約収益に含めること

一般的に理解されている収益の概念と整合しない保険料情報を包括利益計算書に表示することを明示的に禁止するメリットと、原則主義に基づく指針について議論が行われた。禁止の内容については、最終基準書の草案を作成する際に明らかになる。

設例－保険契約収益の計算

保険契約収益は、残存カバーに係る負債の変動に、履行義務の充足に関連しない変動（当初認識時の損失またはその後の損失から生じる変動の一部を含む）を排除するための調整を加えたものを使用して、機械的に測定される。

これは、以下の項目合計としても説明できる。

予想保険金及び費用	カバー期間に係る予想保険金及び費用の最新の見積りから、即時に当期純利益で認識される金額を控除し、直接新契約費のうち当期に回収される一部を加算した金額
リスク調整の変動	当期に損益を通じて認識されたリスク調整の額
契約上のサービス・マージンの解放	当期に損益を通じて認識された契約上のサービス・マージンの額

IASBの決定

IASBは、スタッフの提案に同意した。

KPMGの所見

新たな業績指標

収益認識の提案では、企業は、約束した財やサービスを顧客に提供することにより履行義務を充足した時に収益を認識する。この概念を保険契約の提案に適用すると、企業は、期間中に履行義務を充足した、すなわち保険カバーや付随するその他のサービスを保険契約者に提供したことに対して受け取る権利を有する対価として保険契約収益を認識する。保険契約は、企業に対して正当な保険金の支払い準備を行うという履行義務を生じさせるものと考えられる。企業は、保険契約収益を、各期に提供されるサービスのパターンの当初見積りを参照すること、例えば、各期の予想保険金や費用を参照することにより測定し、時の経過に応じて認識する。

保険契約収益の表示に関する提案されたアプローチは今日用いられている表示と異なるため、企業の業績を表現する方法は変わる可能性がある。加えて、複数の保険商品を有する事業に関する説明がより複雑になる可能性がある。

基準に準拠しない(non-GAAP)指標が、業績を説明するために用いられる可能性、また、直接法を用いたキャッシュ・フロー計算書がより強調される可能性がある。

運用上の複雑性

このアプローチ、すなわち、投資要素を特定しそれを保険契約収益及び発生保険金から除外することの運用上の複雑性は、財務諸表作成者に追加的なコストを発生させることになる。

欧州証券市場監督機構で審議されているような、基準に準拠しない(non-GAAP)情報を管理する規制(KPMGの出版物In the Headlines: Bridging the GAAPを参照)は、このような測定を開示することに伴うコストや複雑性を増大させる可能性がある。

コメントを募集した領域以外の論点に関するスケジュール

IASBは、再審議対象外の領域に関する議論を7つの項目に限定することで合意した。IASBスタッフは、このうちの3つの領域についてのみ追加の検討が必要であると考えている。

論点

2013年公開草案に対し、IASBには5つの再審議対象領域と関連のないコメントが寄せられた。IASBスタッフは保険契約プロジェクトの終盤で論点の草案を検討する予定であるが、4月の会議において再審議対象外の領域のプロジェクト・プランに係るガイダンスを検討した。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは今後の会議においてIASBに以下の論点を検討するよう提案した（参照規定は2013年公開草案のものである）。

検討論点	回答者の懸念
固定料金のサービス契約 (第7項(e))	一部の回答者は、固定料金のサービス契約を保険契約として扱っている企業にとって、影響を受ける契約の会計処理が変更されることにより混乱やコストの増加がもたらされる関係で、一部の固定料金のサービス契約の適用除外について懸念を示した。
重要な保険リスク (B19項)	回答者の中には、この規定の文言を文字通り解釈すると、現行のIFRS第4号「保険契約」に従い重要な保険リスクが含まれるとして広く受け入れられている契約の多くを再分類することになるのではないかと懸念を示した者がいた。例えば、回答者は以下のシナリオが保険契約として考えられるのか否か質問している。 ● 契約者によって支払われた保険料はファンドに投資される。 ● 契約者が死亡した際に、受益者は(a)投資ファンドの価値、または(b)投資ファンドの価値に支払保険料の総額と同じになるような上乗部分を加えた額のいずれか大きい金額を受け取る。
ポートフォリオの定義と会計単位 (付録A)	回答者は、ポートフォリオの定義は契約に複数のリスク(例えば、対物、対人、賠償)が含まれる損害保険商品に適用することは難しく、商品の価格設定と予想保険金に係る負債の見積りの評価のためのポートフォリオの決定(例えば、リスクの種類ごとに未払保険金が見積られる場合)とは関係がないという懸念を示した。 回答者はまた、測定に関する提案により要求される集約レベルが、一部の企業で通常使用されている集約レベルよりも細かいことについて懸念を示した。集約レベルが細かいと、事務コストが高くなる。 回答者の中には、最終基準書において、収益性水準が異なる契約、例えば異なる期間に発行された契約を既存の契約ポートフォリオに加えることを認めるべきだと提案した者もいたが、契約上のサービス・マージンは契約開始日が類似する契約ポートフォリオごとに、ポートフォリオ内の契約について計算されることを明確に要求するべきだと提案した者もいた。 第32項及びB37項(d)について、会計単位が第28項で参照されているポートフォリオ・レベルより詳細なレベルで設定されるべきであることを示しているように読めると指摘した者もいた。

検討論点	回答者の考え
長期契約で、市場データが観測不可能な場合に使用する割引率 (B70項(a)及びB71項)	一部の回答者は、観測可能な市場金利がほとんどない、またはない期間に渡り、長期債務を割り引くために使用される割引率の決定方法を質問した。 平均レート、取引発生日レート、資産に基づくレートもしくは代替レートに基づくアプローチのような割引率の決定に関する代替的アプローチの提案もあった。
再保険契約の非対称な取り扱い (第41項(c))	一部の回答者は、元受保険契約と出再部分の非対称な取り扱いは、元受保険契約と出再部分の経済的関係を適切に表現していないと主張した。例えば、2013年公開草案の提案によると、元受保険契約の損失はただちに認識され、対応する再保険契約の利益は将来期間にわたって認識されることになる。 一部の回答者はまた、再保険会社からの資金の流入が、再保険会社へ支払われた保険料を超えたとき(すなわち、契約上のサービス・マージンがマイナスとなる場合)、財務諸表は関連する情報を財務諸表利用者へ提供せず、企業の成績を適切に表示しないかもしれないと指摘した。
ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約の認識 (第46項)	関連する原則、特に以下の方法について明確化を求める回答者もいた。 ● 引き受けた契約に未経過カバー期間がなかった場合における、企業結合またはポートフォリオの移転日において認識された契約上のサービス・マージンの会計処理方法 ● 保険料配分アプローチを使用して会計処理される契約に対しこの提案を適用する方法
契約上のサービス・マージンの配分パターン (第32項)	一部の回答者は、詳細なガイダンスがない中で基礎となるサービスのパターンを主観的に決定することは、包括利益計算書における契約上のサービス・マージンの認識に重要な相違をもたらすことになるかと懸念した。

IASBスタッフは、これらの論点のうち、ポートフォリオの定義及び会計単位、長期契約で市場データが観測不可能な場合に使用する割引率、再保険契約の非対称な取り扱いの3つの論点についてのみ、より詳細な検討が必要であると考えている。他の論点はもっと容易であると考えている。

IASBの審議

IASBスタッフが今後の会議において審議しないことを提案した、コメントを募集していないその他の論点についてはわずかな議論をただけであった。

より詳細な議論を経て、IASBは、リスク調整を決定するために信頼水準法以外の手法を用いる企業の信頼水準に係る開示は維持することを決定した。さらに最終基準書の草案を作成する際に以下の内容を検討することと合意した。

- 出再手数料に関する提案と収益認識に関する最終基準書との整合性
- 割引率を決定するためのトップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチに関する追加的なガイダンス

IASBの決定

IASBは、スタッフの提案に合意し、以下のコメントを募集していないその他の論点について、今後の会議で審議する予定である。

より分析を要する論点

- 2013年公開草案における「会計単位」と「ポートフォリオ」との関連性、並びにIASBの意図の明確化及び整合性の向上の可能性
- 観察可能な市場データがほとんどない、またはない場合の長期契約に使用する割引率に係る追加のガイダンスの提供の可能性
- 元受保険契約と再保険契約との間で契約上のサービス・マージンの取扱いが非対称的であることにより、経済的なミスマッチではなく、むしろ会計上のミスマッチが生じる状況の有無。会計上のミスマッチが生じる場合が存在するならば、そのようなミスマッチを低減できる可能性

より容易な論点

IASBは、以下について決定する予定である。

- 契約上のサービス・マージンの適切な配分パターンについての追加的なガイダンスを提供するか否か
- 特定の契約について重要な保険リスクの定義に関するガイダンスを提供するか否か
- ポートフォリオの移転及び企業結合に関する要求事項を簡素化及び明確化するか否か
- 固定料金のサービス契約に対する選択肢を提供するか否か

審議されない論点

以下を含む他のコメントを募集した領域以外の論点については、今後審議されない予定である。

- 開示
- 保険料配分アプローチ
- 保険契約の結合
- 特定契約に係る契約の境界線
- アンバンドリングー両要素ともに失効するという要件
- 出再手数料の取扱い
- 割引率—トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチ
- 測定に含まれる税金
- 契約上のサービス・マージンをその他の包括利益(OCI)で認識すること

別表:IASBの再審議の要約

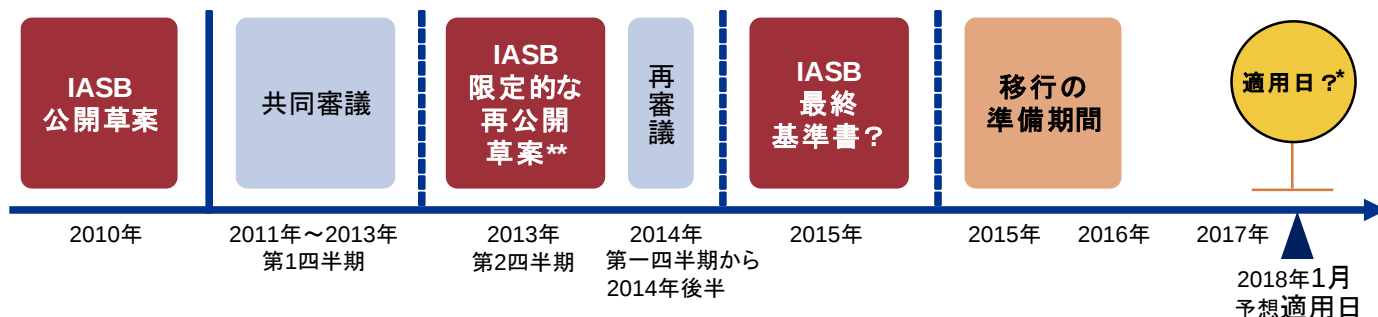
再審議におけるIASBの決定は、有配当契約以外の契約のみを対象としている。有配当契約に特有の論点については今後検討する予定であり、IASBスタッフはその際に有配当契約以外の契約に関する暫定決定を見直す必要があるか否かを検討する予定である。

IASBの審議	IASBの決定	2013年公開草案からの変更の有無
契約上のサービス・マージンのアンロック	過去に損失を認識した後、見積りの有利な変動が生じた場合、当該有利な変動は、過去に認識した損失のうち将来のカバー及びその他のサービスに関連する損失の振り戻しとなる範囲で、当期純利益を通じて認識する。	有
	将来のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の過去及び現在の見積りの差は、契約上のサービス・マージンがゼロを下回ることはないという前提で、契約上のサービス・マージンに加減される。結果として、過去及び現在の期間のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の変動は、直ちに当期純利益に認識されることになる。	有
割引率の変動の影響のOCIにおける表示	- 企業は、会計方針として、割引率の変動による影響を当期純利益またはOCIに表示することを選択でき、当該会計方針をポートフォリオ内のすべての契約に適用する。IASBスタッフは、以下の追加のガイダンスを作成する予定である。 - 企業は、類似したポートフォリオのグループに同一の会計方針を適用することを確認する。 - IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求に基づき、企業が会計方針を変更する場合について、より厳格さを求める。	有
	- 企業が割引率の変動の影響をOCIに表示することを選択した場合、以下を認識する。 - 当期純利益には、契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された利息費用を認識する。 - OCIには、報告日時点で適用される割引率を使用して測定された保険契約の簿価と、保険契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された金額との差を認識する。	有
	- 企業は以下の情報を開示する。 - すべての保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 - 現在の割引率を用いて算定された利息費用 - 当期中の割引率の変動による保険契約の測定額への影響 - 当期に契約上のサービス・マージンを調整する、将来キャッシュフローの見積りの変動の現在価値を、保険契約の当初認識時の割引率及び現在の割引率を用いて算定した場合の差	有

IASBの審議	IASBの決定	2013年公開草案からの変更の有無
割引率の変動の影響のOCIにおける表示(続き)	- 割引率の変動の影響をOCIを用いて表示する選択をした保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 ┆ 当期純利益に計上された、保険契約の当初認識時の割引率を用いて算定された利息費用 ┆ 当期におけるOCIの変動	
保険契約収益	• 保険料の情報が一般に理解されている収益の概念と一致しない場合には、企業は当該保険料の情報を包括利益計算書に表示してはならない。	無
	• 企業は2013年公開草案第56項から第59項、B88項からB91項に記載のとおり、保険契約収益を包括利益計算書に表示する。	無
	• 企業は以下の情報を開示する。 - 保険契約資産または負債の構成要素に関する期首残高と期末残高の調整表(2013年公開草案第76項) - 当期の保険契約収益と当期に受け取った保険料の調整表(2013年公開草案第79項) - 当期に認識された保険契約収益を算定する際に用いられたインプット(2013年公開草案第81項(a)) - 当期に新たに初認識された保険契約が財政状態計算書の金額に与える影響(2013年公開草案第81項(b))	無

マイルストーンと今後のスケジュール

IASBは保険契約の提案を再検討し、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7)を公表した。最終基準書は、2015年上半期になると予想される。



* 保険契約に関する最終基準書の強制適用日は、同基準書が発行されてから概ね3年経過後となる予定である。IASBスタッフは、基準書の発行日は2015年中になると予想しているため、最終基準書が2015年上半期に発行された場合、強制適用日は、2018年1月1日以降開始する事業年度になると見込まれる。IFRS第9号の強制適用日を2018年1月1日とする暫定決定を考慮すれば、2018年1月1日がIASBの目標であることは明らかである。

KPMGの出版物は保険プロジェクトの別の側面も検討しています。

↓	KPMGの出版物
1	New on the Horizon: Insurance contracts (July 2013)
2	Towards the Final Frontier: Business perspectives on the insurance accounting proposals (January 2014)
3	Evolving Insurance Regulation: The kaleidoscope of change (March 2014)

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。また、本ニュースレターではFASBの保険契約プロジェクトの動向について取りあげていませんが、ウェブサイトでは2014年2月以降のFASBの保険契約に関する情報も掲載されています。2014年2月以降のFASBの保険契約プロジェクトに関する詳細な情報は、Issues&Trends in Insuranceをご参照ください。

[IASBのウェブサイト](#)及び[FASBのウェブサイト](#)には、IASB及びFASBのボード会議、会議配布資料、プロジェクトの要旨、及びステータス・アップデートが掲載されています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

e-Mail: azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2014年5月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しようとしていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS 保険ニュースレター (IFRS – Insurance Newsletter) は、KPMG が提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。